

# 人権教育全体計画

日本国憲法 教育基本法  
学習指導要領 東京都の教育目標

江戸川区の教育目標  
〔人権尊重の精神の育成〕  
(1)人権尊重の精神のもと、子どもたち一人一人の成長・発達と自己実現の達成を図るとともに他の人を思いやる心の育成に努めます。また、すべての区民が自立と人間尊重の精神を培い、人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう努めます。  
(2)障害のある人が平等に活動できる社会の実現を目指し、相互理解を深め連帯感を育む教育を推進します。  
(3)男女が互いに尊重し合い、個性と能力を生かすことができる社会を目指し、男女平等教育を推進します。  
(4)さまざまな国の生活習慣や文化に対する理解を深め、これを尊重する態度を養うために、人権尊重を基盤とし「地球人」として共に生きる教育を推進します。

各教科・道徳教育の重点  
・知徳体の調和ある児童の育成を目指して、児童一人一人の個性や発達段階及び能力に応じて指導計画を立てる。  
・少人数指導を年間を通して行い、個に応じた多様な教育を推進する。  
・年間を通して計画的に読書指導を行い、言語を学び豊かな想像力を養う。  
・人権尊重、生命尊重の理念を正しく理解させ、自然に対する畏敬の念や人に対する優しさや思いやりのある心と自尊と敬愛の心の涵養を図る。  
・道徳教育の全体計画に基づき授業を充実させ、道徳的価値観を高め、社会生活の基本的ルールを身につけ、社会に貢献しようとする精神を育む等、心の教育の充実により、人間性豊かな児童の育成を目指す。  
・各教科、外国語活動、特別活動及び生活指導との密接な関連を図り、道徳的判断力を高め、人間としてよりよく生きていこうとする実践意欲と態度を育成する。  
・「道徳授業地区公開講座」を行い、積極的に家庭・地域の理解と協力を求め、学校の創意工夫と特色を生かした、道徳教育の充実を図る。  
・個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危機回避やネットワーク上のルール、マナー等の情報モラルに関する指導を行う。

## 学校教育目標

江戸川区教育委員会の教育目標を受け、人権尊重の精神のもと、知性や感性を磨き道徳心をはぐくみ、心身ともに健康で進んで学び行動する人間性豊かな児童の育成を目指し、次の目標を設定する。

- ・思いやりのある子
- ・健康で明るい子
- ・よく考える子
- ・ねばり強くやりぬく子

## 人権教育の目標

・学校生活全体の中で、言語環境を整え、互いの気持ちや考えを尊重して言葉を伝え合えるような、望ましい人間関係の基盤が培われるように努める。

- ・人との関わりを通して、互いの違いを認め合い、尊重し合う態度を育成する。

## 学年の人権教育重点目標

- 低・友達と仲良くし、助け合う子
- 中・助け合い、励まし合う子
- ・相手の考えや気持ちを思いやり、よく考えて行動する子
- 高・互いに認め合い、進んで行動できる子
- ・自分の役割を自覚し、友人と協力し主体的に行動する子
  - ・他者を思いやり、みんなの役に立とうとする子

教師の願い  
保護者・地域の願い  
児童の実態

家庭・地域との連携  
○日常生活における基本的生活習慣の確立を図るとともに、ボランティア活動や地域行事等に進んで参加し、地域の一員として実践する態度を育てる。  
○学校・学年・学級便り・保護者会・家庭訪問・学校生活参観・個人面談・学校行事  
○PTA 活動・地域教育推進会・学校保健委員会・地域公開授業・道徳授業地区公開講座・生活リズム向上公開講座

生活指導の重点  
○児童との心の交流を基盤に、児童の自己理解を深め、思いやりのある心をもつことと自律を図る。  
○児童の規範意識を高めるために、集団活動の場面を中心として、児童の実態に応じて指導する。  
○いじめ・不登校・集団不適応等の多様な課題のある児童に対し、教育相談機能の充実を図り、スクールカウンセラーや関係諸機関との連絡を密にし、早期対応・解決に努める。

特別活動の重点  
○年間指導計画を基に、意図的・計画的に学年・学級活動を行い、個々の児童の個性や特性を生かし、相互に認め合い、高め合う望ましい学年・学級集団をつくる。  
○ねらいを明確にし、他の教育活動とも関連させながら、魅力的で楽しい学校行事を通して、学校の一員であることの自覚と責任、所属感をもたせる。  
○高学年にリーダーとしての自覚を深めさせ、異学年による集団活動を中心に据えた活動を重視し、学校生活の充実・向上を図る。  
○共通の興味・関心を追究しながら異年齢集団の交流を深め、自主的・実践的な態度を培い、個性の伸長を図る。